

# 誓約書兼同意書

## 株式会社エース産業（ドライビング・スクールかいなん）殿

私は貴社の開設する自動車教習所に入校するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

万一、下記の事項のいずれかに違反または指示に従わない場合、教習期間または教習時間中であっても直ちに帰宅または退校し、貴社の施設から退去することを承諾します。なお退校した場合の学費等の返還については、貴社の規定に従います。

### 記

1. 教習の期間中、適切に機能する体温計を保持し、毎朝、適切な方法で検温を行った上、異常があった場合はその結果を教習開始までに貴社に報告します
2. 教習期間中、可能な限り適切な方法でマスクを着用します
3. 発熱、咳、倦怠感、頭痛、味覚もしくは嗅覚の異常等の症状がある場合、貴社に報告するとともに貴社の指示に従います
4. 貴社に申告した渡航歴、病歴または症状の有無等に虚偽はありません。
5. 貴社から検温、抗原検査、受診または検査を求められた場合、直ちに従います
6. 手洗い、うがい、消毒等を適切に行います
7. 本日以降、感染症の流行状況、行政府の要請や指示によって入校できない理由・事情が追加指定される可能性があることを理解した上で申し込みます
8. 入校の可否については、全面的に貴社の判断に従います
9. 貴社によって入校できないという判断がなされ、かつ支払済みの教習料金等の返還を受けることができる場合には、振込手数料は私が負担します
10. 貴社から食事場所や提供方法などについて指示があった場合は直ちに従います
11. 感染予防の為、不要な外出（観光・カラオケ等）をさけ友人であっても自室以外の部屋に立ち入ったりしません
12. 裏面「新型コロナウィルスへの対応について」の内容を確認し承諾しました

令和　年　月　日

住　所

---

入校者氏名

(印)

---

保護者氏名

(印)

16～19歳及び学生のみ

---

◆ご本人による自署及び捺印となります。

# 新型コロナウイルスへの対応について

## ■入校生の受け入れ制限について

本校におきましては、感染拡大防止策として諸対策を実施しておりましたが、国内における感染拡大の状況を考慮し、以下の方の入校をお断りしています。

- ご入校前日、またはご入校当日本校にて検温した際に37℃以上の発熱がある方。
- 平熱が高いなどの理由により37℃以上ある場合、入校をお断りしていますのでご注意ください。
- 合宿でご入校の方対象で実施している抗原検査で陽性だった方。
- 咳・倦怠感・頭痛・味覚嗅覚など異常がある方。

上記に該当される方はご入校していただけません。交通費自己負担で帰宅していただきます。

## ■入校生へのお願い

1. ご入校日前日とご出発前に必ず検温をしてください。

※発熱がある場合は出発しないで本校へ連絡してください。

2. 合宿でご入校の方は、ご入校時に必ず体温計をご持参ください。

3. 咳等の症状がある方にはお声掛けさせて頂くことがあります。

4. 技能・学科教習はもちろん、休憩時も正しくマスクを着用してください。

※ご友人同士であっても、飲食時以外はマスクの着用をお願い致します。

5. 発熱、咳、倦怠感、頭痛、味覚もしくは嗅覚の異常等の症状がある場合、当校で通院等の対応はできませんので、ご家族の方がお迎えに来ていただけるようお願い致します。

6. 万が一、教習所内で新型コロナウイルスが発生した場合、保健所等の指示に従って一時帰宅等になる可能性があります。上記の事情により入校後、一時帰宅いただく場合に生じる諸費用はお客様のご負担となります。

なお、一時帰宅となった場合の復帰時期については、保健所等の指示に従ってご案内させて頂きます。復帰の時期によっては追加費用が発生する場合があります。

また、中途退校される場合の返金に関しては弊社規定の返金計算にてご返金致します。

## ■感染拡大防止に関する取り組み

1. 全職員マスクを着用しておりますのでご了承ください。

2. 各教室、エントランス、受付、休憩室、食堂、宿泊施設などにアルコール除菌スプレーを設置しております。

3. 学科教習の際、可能な限りお客様の座席は間隔をとれるように配慮しています。

4. 学科教習で使用する教室の換気を促しています。

5. 学科教習の際、指導員の呼気が届かないよう、可能な限り前列を空けるようにしています。

6. 全入校生対象に、ご入校日当日に検温を実施しています。

※短期コースの方は、教習中止等により、ご希望の日程で教習を進められない場合があります。

## 第四条 遵守事項

合宿生は、自動車運転免許証を取得するための合宿生活であるということを自覚し、規則正しい合宿生活をおくり、また学校・他の教習生・近隣住民に迷惑をかけない行為に次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 宿舍内において、当校指導員・職員・宿舎管理人等の指示に従うこと。
- (2) 宿舍への酒類の持込み、および宿舎の内外を問わず飲酒してはならない。また、酒の席への同席もしてはならない。
- (3) 宿舎の内外を問わず賭博行為（麻雀・花札等）をしてはならない。
- (4) 宿舎敷地内の花火及び遊具を使用した遊び（野球・サッカー・スケートボード等）を禁止する。
- (5) 异性の宿舎・他の宿舎及び部屋への入室を禁止する。
- (6) 异性・他の宿舎に宿泊している合宿生・通学の教習生・外来者（身内を含む）を宿舎敷地内及び部屋へ入れてはならない。
- (7) 宿舎及び調度備品等に落書きをしたり、破損させたりしないこと。破損・落書きを発見した場合は、故意・過失を問わず損害賠償を請求する。
- (8) 喫煙者は教習所運営の宿舎の利用を不可とする。（一部ホテルの室内のみ喫煙可能）入校時、事実を偽り入校し虚偽事項が判明した場合は、契約の解除、教習の中断をする。また、喫煙をやめて1年以内の方は、合宿入校不可。教習所の敷地内外もしくは、宿舎等で飲酒・喫煙は絶対してはならない。発覚した場合は退校処分とする。（未成年は喫煙禁止）
- (9) 教習をキャンセルするような寝坊・遅刻をしてはならない。
- (10) ペットの持込み禁止。

## 第五条 清掃

合宿生は、常に室内を清潔に保てるよう、清掃すること。

## 第六条 防災

ドライヤー・その他火気類の使用及び使用後の後始末については、各人の責任において特に留意し、火災予防に努めなければならない。

## 第七条 貴重品の取扱い

貴重品は常に慎重に取り扱い、紛失・盗難がないように注意し、自己の責任において保管・管理を行うこと。また、部屋から退出する際は、施錠を確実に行うこと。  
紛失・盗難があった場合、当校では一切責任を負わないものとする。  
(なお、忘れ物などは一定期間を経過した場合、当校で処分させて頂きます。)

## 第八条 門限・消灯

- ・門限は以下のとおりとする。  
18歳以上は23時00分・18歳未満は22時00分とし23時00分に出入り口を施錠するので、それまでに宿舎へ戻ること。門限以降は宿舎外への出入りを禁止する。  
和歌山県青少年健全育成条例により18歳未満の者が22時00分以降に外出していた場合、補導の対象となり同伴者も処罰の対象になるので注意すること。なお、補導や処罰を受けても当校では一切責任を負わないものとする。  
※和歌山県青少年健全育成条例 第22条（夜間外出の制限）  
保護者は特別の事情がある場合を除き、青少年（18歳未満）を夜間（22時00分～翌朝4時00分）に外出させないように努めなければならない。
- ・消灯は以下のとおりとする。  
消灯は23時00分とする。消灯後、自室以外の部屋への移動を禁止する。また、携帯電話・スマートフォン・テレビ・音楽プレイヤー等の使用や室内・廊下での談笑は、他の合宿生の迷惑にならないように控えること。

## 第九条 外泊

やむを得ない事情により外泊する場合は、当校事務所へ所定の「外泊届」を提出し、担当責任者の許可を受けなければならない。外泊された場合は、翌日の教習までに戻るものとする。なお、外泊期間中に部屋へ荷物を置いている場合は、宿泊日数に加算するものとする。また、宿舎で管理人に「外泊届」を提出しても外泊は認められない。外泊中のトラブルは、当校では一切責任を負わないものとする。  
●外泊届受付時間 月曜～土曜 20時00分まで 日曜・祝日 17時00分まで  
※外泊をした場合は、翌朝 7時00分まで帰寮できないものとする。

## 第十条 入室禁止時間

防犯並びにメンテナンスの為、下記の時間帯の入室を禁止する。なお、入室禁止時間帯は出入口を施錠するので、それまでに退出しておくこと。  
●ラミ 8時40分～18時30分まで ●ドリーム 入室禁止時間無し  
※メンテナンスの際に入室をお待ち頂く場合があります。※入室禁止時間が変更になる場合があります。

## 第十一条 処分

下記の事項に該当する合宿生は、退校・退寮・停学処分とする。退校・退寮・停学処分を受けた場合は、速やかに宿舎から退去すること。なお、退校・退寮・停学処分を受けた場合の処理は、一般規定 第三条 処分事項の(3)をよく読んでおくこと。

- (1) 入寮規定、第四条（遵守事項）、第八条（門限・消灯）、第九条（外泊）の規定に違反した者
- (2) 法律・社会的モラルとマナーに反して秩序を乱し、共同生活が適当でないと当校が認めた者
- (3) 犯罪行為を犯した者
- (4) シンナー・覚せい剤・危険ドラッグ等を使用した者
- (5) 宿舎内の風紀を乱した者
- (6) 他の教習生及び近隣住民に対し、嫌がらせ又は、他人の迷惑となる行為等をした者
- (7) 滞在期間中の飲酒及び、喫煙した者又は、疑わしい行為があった者
- (8) 小大、場所にかかわらず刺青・タトゥー等が発覚した者

# ご規約事項（一般規定・入寮規定）

※必ず一般規定・入寮規定を読んでから記入欄にご記入ください。

（誓約書、同意書に署名・捺印し提出して頂けない場合は、入校をお断りさせて頂きます。）

## 誓 約 書

ドライビング・スクールかいなん 管理者 殿

私は、貴校に入校するにあたり、貴校の定める規約事項・入寮規定を承認し、遵守して安全運転者としての知識・技能の習得のために努力することを誓います。なお、規約事項・入寮規定に違反したときは、貴校の指示に従い、損害賠償の請求、その他一切の異議申し立てをしないこと、法令に従い模範運転者となることを誓約致します。

記入日 令和 年 月 日

入校予定日 令和 年 月 日

入校者氏名 印

年齢 歳

※必ず入校するご本人が署名・捺印してください。

自宅電話

携帯電話

住 所

職 業 ① 学生 ② 社会人 ③ フリーター ④ 無職 ⑤ その他

## 同 意 書

※入校される方が16歳～19歳の方、又は成人でも学生の方はご記入ください。

私は入校者氏名に署名・捺印した者（以下入校生という。）の保護者として、入校生が規約事項・入寮規定に違反したときは、貴校の定める処置（退校処分等）を受けても貴校の指示に従い、入校生と共に損害賠償の請求、その他一切の異議申し立てをしないことに同意致します。

記入日 令和 年 月 日

保護者氏名

※必ず保護者（後見人）の方が署名・捺印してください。

● 入校日の2週間前までに返信用封筒に入れて郵送して下さい ●

●ご不明な点がございましたら、お気軽に下記までご連絡ください。●

【d:sK予約センター（ドライビング・スクールかいなん）】 〒642-0015 和歌山県海南市且来1382-1  
受付時間 月～土 9:00～20:00・日・祝 9:00～17:00 Tel 073-484-3277 Fax 073-460-0343  
E-mail / info@kainan-ds.com URL / http://www.net-de-menkyo.com/

# ご規約事項

## 一般規定

### 第一条 入校規定

下記に該当される方は、入校をお断りさせて頂きます。

- (1) 法律で定められた年齢・視力・色彩識別（赤・青・黄の3色が識別できない方）・身体の基準に満たない方、学科教本や試験問題を理解する事のできない方
- (2) 聰覚障害や運動に支障のある障害及び運動に影響する病気の症状をお持ちの方・睡眠薬や精神安定剤を常用している方は、事前にご自身の住民票がある最寄りの運転免許試験場の「運転適性相談窓口」で運転適性相談を受け、当校管理者（校長）の入校許可が必要となりますので、誓約書へ署名・捺印の前に当校へご相談下さい。（入校時に運転適性相談票等をご持参下さい。）
- (3) 過去に無免許運転の経験がある方、欠格期間が付く行政処分を受けた方、交通事故・違反等の前歴があり免許取り消しの前歴のある方、運転免許を取得する資格のない方  
※上記の内容に該当しない方で運転免許が取得可能か否かについては、お客様ご自身で住民票がある最寄りの運転免許試験場へ確認して下さい。
- (4) 入校当日の集合時間に遅れた方 ※入校当日から教習スケジュールが個別に組まれています。集合時間に遅れると入校できない場合がありますので、必ず当校へご連絡下さい。遅刻により入校できない場合は「入校日当日の無断キャンセル」とさせて頂きます。
- (5) 日本国において日常生活に必要な漢字が理解できない、又は一般的な日常会話についても理解できない方  
※入校時に漢字テストを受けて頂き、入校の可否を当校が判断致します。
- (6) 小大、場所にかかわらず刺青・タトゥーをされている方 喫煙をされている方（電子タバコも含む）・喫煙をやめて1年以内の方
- (7) 暴力団員・暴力団構成員・暴力団関係者又は、反社会的勢力との関係がある方・犯罪行為に關係があり処罰の対象になる方
- (8) 持病・心身の障がい・アレルギー・妊娠など特別な配慮が必要な方、及び他人に感染の恐れがある感染症の症状がある方やその疑いがある方
- (9) 必要な書類に不備がある為、入校手続きに支障のある方 ※入校当日に6ヶ月以内に発行された本籍（国籍）地記載の住民票とご本人様確認書類（有効期限内の健康保証・パスポートの内いずれか1つ）または運転免許証を忘れる入校をお断りさせて頂く場合があります。
- (10) 16歳～19歳の方、又は成人でも学生の方で保護者の承諾のない方
- (11) 当校においてお客様が合宿教習及び集団生活に不適格と判断された方や入校を認められない方
- (12) 二輪車科は、平地でセンタースタンドを立てる事ができない方、または二輪車にまたがった時両足のつま先が地面に届かない方、自転車がスムーズに運転できない方
- (13) 海南省・紀美野町・紀の川市・貴志川町／桃山町・和歌山市内の紀ノ川より南の地域に住民票住所または実家（帰省地）のある方

◆上記内容について申告されない場合や虚偽の申告を行った場合は、ご入校をお断り（教習の中止を含む）する場合があります。また、事實を偽り入校し虚偽事項が判明した場合には、契約の解除・教習を中断し退校等の処分をされても異議のないものとします。さらに卒業後、運転免許試験場にて受験ができなかったり、免許の拒否や保留になった場合も当校は、一切責任を負いません。

### 第二条 追加料金・ご入校後、教習等のキャンセル

- (1) 当校が保証する教習時限数・検定回数・宿泊日数を超えて教習・宿泊をされる場合は規定の追加料金が必要となります。
- (2) お客様の故意・過失・不注意（遅刻・寝坊・仮免許証を宿舎に忘れる等）・病気（ケガ含む）を問わず予定の教習をキャンセルされた場合、保証期間内であっても技能教習、学科教習とも1時限につき3,000円（税込）のキャンセル料をお支払い頂きます。
- (3) お客様の故意・過失・不注意（遅刻・寝坊・仮免許証を宿舎に忘れる等）・病気（ケガ含む）を問わず教習をキャンセルされた為、卒業日が予定より延びた場合は保証期間内であっても1日につき延泊料金5,500円（税込）をお支払い頂きます。
- (4) 追加料金をお支払い頂けない場合は、卒業検定を受験できません。（普通車科で入校の方は、仮免学科試験に合格された時点で卒業予定日が保証期間を超えており、仮免学科試験合格時に一旦、延泊料金を精算して頂きます。）
- (5) 複数のご参加で同行者がキャンセルとなり宿泊プランが変更になった場合、差額をお支払いいただきます。

### 第三条 処分事項

- (1) お客様には、当校が定める校則、入寮規定を遵守し、当校の指導員・職員・宿泊施設管理人等の指導・指示に従って頂きます。
- (2) 合宿生活中において他人に迷惑となるような行為（大声・騒音など）、法律・社会的モラルやマナーに反する行為をされたり、当校の校則及び入寮規定を守らない事により、当校や他のお客様、ならびに近隣住民の方が損害を受ける恐れがある場合、または損害を受けた場合は、強制退校処分となるだけでなく、刑法上の処罰の対象となる場合があります。（飲酒・喫煙・不法侵入・不法投棄・暴力行為・窃盗・麻雀等の賭博行為・壁や机への落書き・破壊等）
- (3) 強制退校・退寮・停学処分を受けた場合には、料金の返金、交通費の支給、転校手続き等は一切致しません。また、お客様に損害賠償を請求する場合がありますので、在学中の生活態度や宿泊施設等での言動には十分ご注意下さい。
- (4) 当校は、教習所敷地内外問わず完全禁酒・禁煙となります。（酒・タバコの所持も含む）合宿期間中に敷地内外・宿泊施設等で飲酒や喫煙された場合は退校処分となります。（一部ホテルの室内のみ喫煙可能となります。）また、喫煙をやめて1年以内の方は、合宿でのご入校をお断りしています。（未成年は喫煙禁止）

### 第四条 最短日数

- (1) 最短日数とは、当校にて作成したスケジュール通りに進まれた場合の日数となります。教習の進捗状況や検定・学科試験の合否により延長する場合がありますので、必ず日数に余裕を持って入校して下さい。
- (2) インフルエンザ・コロナウイルス等の流行病でやむを得ず休校したり、悪天候（降雪・大雨・台風・地震・津波等）や当校の都合で教習・検定を実施できない場合があります。
- (3) 保証期間を超えて宿舎へ滞在される場合は、別途所定の延泊料金が必要となります。延泊料金をお支払い頂けない場合は、卒業検定が受験できません。またホテルプランで喫煙される方は、自己負担でホテルに延泊となります。

### 第五条 一時帰宅

下記（1）（2）の理由がない限り、卒業まで一時帰宅は認めておりません。

- (1) お客様の都合（ケガ・病気・身内の不幸事等）でやむを得ない場合、体調不良・発熱など教習を継続できないと当校が判断した場合  
※当校の担当者と相談の上、所定の手続きをして頂き、その指示に従って下さい。また、一時帰宅した為、日程が大きく延長された場合も異議がないものとします。
- (2) 原則、仮免学科試験に3回不合格となった場合 ※一時帰宅して頂き勉強された後、復帰して頂きます。なお、当校は和歌山県公安委員会の指定校である為、仮免学科試験は当校で受験して頂くことを原則とします。
- (3) 一時帰宅される場合の交通費は、お客様のご負担になります。
- (4) 荷物を宿舎へ置いたまま一時帰宅された場合は、宿泊日数に加算させて頂きます。

### 第六条 解除権

- (1) 天災地変、火災、暴動、集団感染、官公庁の命令、公共交通機関・宿泊機関等のサービス提供の中止、道路交通障害、その他当校の管理できない事由により安全かつ円滑な教習が実施不可能と当校が判断した時は、入校契約を解除または教習内容（宿舎、日程等）を変更する場合がございます。

### 第七条 免責事項

次に例示する様な事由によりお客様が損害を被られた場合には、当校は休業補償や損害賠償等、金銭を含む一切の責任を負いません。

- (1) 不可抗力、天災地変、官公庁命令、インフルエンザ・コロナウイルス等の流行病、その他当校の管理できない事由により生じる教習日程の変更もしくは、教習の中止
- (2) 当校の管理による所内技能教習・路上技能教習及び学科教習において、お客様または相手方の不注意により発生した事故に関わる損害
- (3) 卒業予定日に卒業できなかった場合のお客様の仕事、学校等へ関わる損害（ケガ・病気を含む）
- (4) 自由行動時の事故（校内・宿舎内・送迎中を含む）
- (5) 盗難事故（校内・宿舎内・送迎中を含む） ※貴重品等は、宿舎や校内食堂等に放置せず、お客様の責任で保管、管理をして下さい。
- (6) 合宿生活中に生じた事故等で損害保険の補償範囲の限度を超えた損害

### 第八条 中途退校

- (1) 入校後、お客様のご都合により中途退校される場合は、教習期限内に限り、当校の規定に定める通学料金に準じた計算方法に基づき、実施した教習・検定・補修・宿泊した日数分の管理費・割引金額などを差し引いた残金を返金致します。なお、入学金・教材費・適性検査料及び写真代はご返金できません。
- (2) 中途退校時の教習進捗状況によっては、返金できない場合や追加料金をお支払い頂く場合があります。
- (3) 中途退校時の転校につきましては教習料金を精算した後、転校手続きを行います。  
※なお、転校先はお客様ご自身の責任により決定し、転校に伴う費用は全てお客様のご負担となります。
- (4) 合宿期間中に無断で外泊し2日以上連絡がない場合も、中途退校とみなします。その場合、外泊期間中も宿泊日数として加算させて頂きます。なお、忘れ物などは一定期間を経過した場合、当校で処分させて頂きます。
- (5) 中途退校をされた場合、交通費の支給はありません。

### 第九条 交通費

- (1) 交通費は、卒業検定合格後に当校規定の計算方法に基づき現金支給致します。（当校が調査した最短経路・最安値の支給となります。）
- (2) 卒業検定合格の前に帰宅する場合（中途退校・強制退校・転校や年末年始の一時帰宅等）の、交通費の支給はありません。
- (3) 入校時の手続き不備・書類不備・適性検査（視力・深視力の検査等）や漢字テストの結果により入校できない場合も交通費の支給はありません。
- (4) 当校へ来られる際は、公共交通機関をご利用ください。原付や自動二輪車等での入校はお断りさせていただきます。

### 第十条 個人情報の取扱について

- (1) 当教習所は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法公正な方法により、個人情報を取得します。
- (2) 当教習所が取得したお客様の個人情報は、次の目的で利用します。その他の目的で利用することはありません。
  - 1 当教習所で免許取得のための教習を実施するため。
  - 2 当教習所で講習、認定教育を実施するため。
  - 3 当教習所で実施する教習、講習、認定教育に関する内容の宣伝、サービスなどをお知らせするため。
  - 4 当教習所が行う、各種イベント・キャンペーン及び交通安全講習会等の開催の案内などをお知らせするため。
  - 5 顧客満足度の向上を図ることを目的として、郵便、電話、電子メールなどの方法により、アンケート調査を実施するため。
- (3) 当教習所は、お客様の個人情報や防犯カメラの映像を法令に基づく照会等があった場合を除いて、第三者に提供又は、閲覧する事を致しません。
- (4) 当教習所は、保有する個人データについて、正確かつ最新のものを保つように努め、個人データの漏えい、紛失等のないように万全をつくっています。また、業務遂行上の必要により外部専門業者に業務委託等を行う場合においても、委託先等に機密保持義務を課すなど個人データの管理監督に努めています。
- (5) お客様の個人情報の開示（確認）または誤った個人情報の訂正、追加、削除などを希望される場合は、当教習所の定める書面により受付致します。その際、本人であることを確認できるものをご用意ください。

## 入寮規定

### 第一条 目的

この規定はドライビング・スクールかいなん（以下「当校」という。）の宿泊施設（以下「宿舎」という。）の使用について必要な事項を定め、合宿教習生（以下「合宿生」という。）が自動車免許の取得という共通の目標のもとに共同生活することによって、相互の融和と協調を図り、良識ある交通社会人としての意識を修得することを目的とする。

### 第二条 宿泊場所の指定

合宿生は、入校当日（又は前日）から当校が指定した宿舎へ宿泊するものとする。合宿生活においては、当校指導員・職員・宿舎管理人の指示に従うものとする。なお、宿泊状況・教習の進捗状況等により予告なく宿舎を変更する場合がある。宿舎の指定はできません。入校状況により当校で決めさせて頂きます。

### 第三条 日課

合宿生は、他人に迷惑をかけることのないよう自己の責任において入寮規定を遵守し、法律・社会的モラルとマナーに反した行為をしてはならない。